

**改正**

平成19年3月27日条例第4号

平成22年6月18日条例第18号

平成28年9月16日条例第30号

令和2年3月18日条例第5号

喜多方市立学校施設使用料条例

(使用料の徴収)

**第1条** 市が設置する公立学校の施設（以下「学校施設」という。）の使用に係る地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定による許可を受けた者（以下「使用者」という。）から、別表に定める額の使用料を徴収する。

(使用料の納付方法)

**第2条** 前条の使用料は、前納とする。

(使用料の減免)

**第3条** 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

- (1) 児童又は生徒の健全な育成のため使用するとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が適当と認めたとき。

(使用料の不返還の原則)

**第4条** 既に納付された使用料は、返還しない。ただし、市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を返還することができる。

- (1) 使用者の責めに帰することができない理由により学校施設を使用することができなくなったとき。
- (2) 使用者がその使用の日の5日前までに使用の取りやめの申出をしたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が相当の理由があると認めたとき。

(委任)

**第5条** この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

**附 則**

(施行期日)

1 この条例は、平成18年1月4日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に、旧喜多方市公立学校施設使用料条例（平成14年喜多方市条例第11号）、旧熱塩加納村公立学校施設使用料条例（昭和33年熱塩加納村条例第11号）又は旧塩川町公立学校使用料条例（昭和35年塩川町条例第4号）の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりされたものとみなす。

**附 則**（平成19年3月27日条例第4号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第3条の規定は公布の日から、第9条及び第10条の規定は地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）中地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4の改正規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

**附 則**（平成22年6月18日条例第18号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、別表喜多方市立山都小学校の項の改正規定及び次項の規定（喜多方市立学校施設使用料条例（平成18年喜多方市条例第116号）別表1の項中「、喜多方市立入田付小学校根小屋季節分校」及び「、喜多方市立関柴小学校楚々木分校」を削る部分に限る。）は、公布の日から施行する。

(喜多方市立学校施設使用料条例の一部改正)

2 喜多方市立学校施設使用料条例の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

**附 則**（平成28年9月16日条例第30号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

**附 則**（令和2年3月18日条例第5号）

1 この条例は、令和2年10月1日から施行する。

2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料の額について適用し、同日前の利用に係る使用料の額については、なお従前の例による。

**別表**（第1条関係）

区分	使用料（1回1時間につき）
----	---------------

体育館	午前9時から午後9時まで	270円
屋外運動場	午前9時から午後9時まで	550円
喜多方市立第一小学校屋外運動場夜間照明設備		760円
喜多方市立第二小学校屋外運動場夜間照明設備		120円
喜多方市立第一中学校屋外運動場夜間照明設備		130円
喜多方市立塩川中学校屋外運動場夜間照明設備		1,300円

備考 利用時間が1時間に満たないとき又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間として計算する。